

会 議 録

作成:平成29年5月23日

会議名称	平成29年度 第1回 交野市子ども・子育て会議		
開催日時	平成29年5月23日(火) 午後2時00分～3時55分		
開催場所	交野市立保健福祉総合センター(ゆうゆうセンター)3階 展示活用室		
出席者	・委員 12人出席(欠席者3人)	・事務局9人	合計 21人
			傍聴者 4人
配付物	<ul style="list-style-type: none"> ・次 第 ・交野市子ども・子育て会議条例 ・交野市子ども・子育て会議条例施行規則 ・交野市子ども・子育て会議委員名簿 ・諮問書(写) ・「交野市立幼稚園民営化基本方針」(素案) 		
内 容	<p>1. 開会</p> <p>2. 委嘱状交付</p> <p>3. 委員紹介</p> <p>4. 事務局紹介</p> <p>5. 会長挨拶</p> <p>6. 委員出席状況報告</p> <p>7. 議題 「公立幼稚園の民営化について」</p> <p>事務局:諮問書朗読 → 会長に諮問書提出</p> <p>事務局:昨年10月から4回に渡り民営化の庁内検討委員会を開いてまいりました。 庁内検討委員会といいましても、市の関係職員、公立幼稚園の保護者、私立の幼稚園、保育園の保護者の方々や学識経験者などにも入っていただき、検討委員会を開き、これからの民営化をどのように円滑にすすめるかと半年間話し合いを進めた中で、まとめあげたものが、今日の資料となっております「交野市立幼稚園の民営化」(素案)です。 (「交野市立幼稚園の民営化」(素案)について説明)</p> <p>本市における民間活力の導入に関する考え方については、平成19年に「民間活力に関する基本方針」というものが策定され、民でできることは、民にという市の考えが確立されました。平成28年1月に策定された、「市長戦略」で公立幼稚園3園のうち1園を平成31年度以降の早期に民営化を実施するということが、方針決定されています。</p> <p>これを受け、検討委員会で議論をしてきたわけですが、民間事業者に保育をゆだねることで、</p>		

民間の活力やポテンシャルを存分に発揮できる環境を整備するとともに、得られるであろう財政効果についても、公立だけでなく、民間を含めて全市的な保育、幼児期の教育という面で質の向上に活用を図っていくことをめざしていきたいという考えでつくらせていただいています。

2頁目

- ・待機児童の問題は、本市にとって喫緊の課題。
- ・3つの幼稚園ともに築40年以上と老朽化
- ・手法として、財政負担等を考慮し、民設民営方式が望ましい。

3頁目

- ・運営コストでは、市の財政負担の比較として、公立では、1人当たり年間677,860円
民間園では、1人当たり年間202,743円の負担となっている。
(民間園では、1人あたりの市の財政負担が少ないという現状)
- ・整備コストの比較では、新たな幼稚園舎を建てた場合、市で建てた場合は国からの補助金
は無いが、民間園だと、市で建てた場合と比較すると市の負担は1/4となる。

4頁目

- ・障がい児の受入状況について、平成24年に以降、民間園で障がいのある児童を受け入れた
場合の補助制度を創設した以降、民間園での受け入れが広がっている。
- ・看護師の配置は、公立では全園、民間では7園中2園
- ・特徴的な取り組みは、民間各園で多種多様。
- ・費用負担は、制服等の費用を除けば、公立・民間であまり差はない。

5頁目

- ・公立と民間との比較の結果
- ・どこの保育園に行っても、一定同様のサービスを受けることができるようにすることが課題。
- ・他市の先行事例から、保護者の不安、児童への影響の解消策として、一定期間の引継保
育の実施による公立の保育内容の継承や、民営化後も保護者・事業者・市による三者懇談
会の実施により不安の解消に努める必要がある。

7頁目

- ・公私連携幼保連携型認定こども園とは、新しい法律上の制度で、民設民営でありつつも市
町村の関与を明確にしつつ設置主体にインセンティブが働く運営形態となっており、十分な
引継が可能になるとともに、民営化後の保育内容に関しても市が関与することが可能にな
る。
- ・民営化実施主体に対して、協定の基本事項としてかわすことで、市のしっかりとした関与が
可能になる。

8頁目

- ・公立幼稚園は、幼保連携型認定こども園であり、国・地方公共団体、学校法人及び社会福
祉法人でなければ運営することができない。
- ・業者の選定方法は、企画提案型のプロポーザル方式。

9頁目

- ・民営化に向けた主なスケジュール(案)
30年度に募集開始

31年度は移行保育と合同保育を実施

32年度4月から完全民営化

- ・今年度から、移転先候補が池ということから、測量などにとりかかるなど、施設整備にもとりかかっていく。

6頁目

- ・3園ともに施設の老朽化が課題。
- ・建替用地として、新しい用地の取得は困難。市の保有地の中で、通園などに大きな環境の変化が生じない現在の園に近い場所が望ましいと考える。

会 長:ご質問・ご意見があれば発言をお願いします。

委員A:あまだのみやが第1候補というのが残念。あまだのみやの環境の良さは大阪府下の中でも非常に恵まれている。あまだのみやがなくなるのか、という思いで、聞いていた。一市民の声はなかなか届かないんだなという思いです。

会 長:感想ですね。

委員B:あまだのみやを移転するときは、壊すのですか。借地であるこの土地は、市として、賃料を支払わなければいけない土地ではあり、費用のかからない土地に移設するということはわかるのだが、神社として、賃料がなくなるというのは、収入もなくなるということですし、その辺は、両者でいい折り合いがつくようにはならないのでしょうか。建物を壊すということは、費用もかかるし廃棄物もでるといことですので、あるものをうまく使えないものなのかと環境の面でも思いますし、池を埋め立てるといことは、生態系の影響や農家への影響も気になる。緑豊かな交野がPRのしどころと思うが。田んぼが次々と失われていく中で市がそれを進めるというのは悲しい思いがある。

会 長:借地契約ですね。通常であるならば、借地を返す時は、更地にして返すものですが、どうですか。

事務局:更地で返すことが一般的ですのでそのイメージです。また、年間の市の財政負担からすると、330万という額ですので、それが解消されるということになるので市の財政面では大きな効果があると考えています。

会 長:神社に建物を無償譲渡することはないですね。公共が宗教団体に無償譲渡することができるのでしょうか。

事務局:法的な規制もあるでしょうが、現時点では、あまだのみやが対象となった場合、取り壊しを考えており、神社への無償譲渡(寄付)は考えておりません。

会 長:他に何かありますか。

委員C:障がい児の受け入れについてですが、24年度以降は民間園で受け入れが広がっているということですが、現在でも、実際に民間園に断られたけど、公立では入所できるということがあるのですが、民営化になった場合は、このような方々はどうなってしまうのでしょうか、みんな入所できるのですか。

民営化による効果で保育の質の向上とありますが、具体的に、何がどう向上するのでしょうか。

事務局:障がい児みんなが入所できるのかというご質問ですが、目指すべきところは入所したいところに入所できるということが理想であるのですが、より適したところに入所できるように、民間保育所でも加配の先生方を配置して下さって、障がい児保育もしていただいているところです。障がいがあることで断られたということですが、市で利用調整しているところで、できる限り希望の園にはいっていただけるよう調整しております。

質の向上については、アンケートの結果などからみてわかるように、結果としてさまざまな取り組みに差がなくなるように公立でも私立でも一定の水準の保育サービスをどこの園でもまんべんなくできるようにして目指していきたいと考えています。

会長:システムとして、障がい児が「この園にいきたい」となった場合に、施設が市に対して「受け入れますよ」と言明し、補助がだされる、ということですか。

事務局:障がい児の受入をすると、加配の保育士が必要となります。

加配の保育士を雇用するには費用がかかりますので、その費用を市が補助します。

補助をするには、加配判定委員会を設置していて、判定委員会の中で、児童1人に対して先生が1人必要である、といった判定を行い、加配が必要とされた場合は民間園については人件費に対して補助がつくということになります。後になってわかる場合もあり、先行して保育士をつけていて、判定委員会の後に遡って人件費について補助を行うという場合もあります。

会長:わかりました。

委員B:先ほどの質問で、断られる障がい児童には、そのあとは、市ではどれぐらいの割合で対応し、どういったアドバイスしているのですか。

事務局:数字はわかりませんが、障がいの程度もある中で、当事者の方が実際に民間園で相談した段階でその時の園での保育士の配置状況や園全体の状況などで、本当は受け入れたいが現状難しい場合もある。そういった状況のときに市の利用調整の中で、保護者のご相談しながら希望園と違った園をご紹介させていただくこともあるが、そういった調整を行った上で、結果的に公立の園になることもあります。

委員B:では、最終はどこかの園に入所できるということですか。

事務局:入所できる、できないは、今待機児童がある中で、入所希望された方全員が全員入所できるわけではない状況という点では、他の方と同じ条件ですが、入所できるようになった場合に、必ずしも希望の園に入所できるかどうかということについてご相談させていただくということです。

委員B:入所できない場合は、保護者がデイサービス等を探さないといけないということですか。

事務局:私の知る範囲では、障がいが原因でどこの保育園にも入所できなかったということはないです。

会 長:昔は、公立小学校でも障がい児の受入をしていないときがあったが、その後、親御さんの働きかけで受け入れることが法律でも定められた。

昔は、交野では「あすなろ園」である程度訓練し、お子さんを公立の学校におくりだすという歴史があった、それが徐々に広がって、すべての学校はもちろん保育所で受け入れていくようになったのではないかと思う。公立の保育所はやはりそういった役割としてリーダー的存在になってほしい。今まで果たしてきた役割も大きなところであるので、その役割も忘れないでほしいという願いです。今回のこの件についても、公立は残しておかなければならないというのはこの点なのです。ただ、運営にあたって財政上の問題もあるから、その中で、どうしていくのかという部分と、全体の条件を固めていくのが、事務局の大事な役割ではないでしょうか。

委員D:学校は義務教育なので、若干意味合いが違ってきますが、本来すべてのお子さんに就学の機会を与えなければいけないということが趣旨ですので今おっしゃったような形で進んでいくというのが事実です。

会 長:ほかにありませんか。

委員E:障がい児の受け入れについて、民間の保育園で断ることがあるのか、という件について、私の園で断ったことはありませんが、もし、お断わりする状況があるとしたら、人手が確保できないというのが最大の理由です。大抵の場合、新年度のお子さんの入園が決まるのは2月です。2月に内定をもらって面接をする、その段階で加配が必要となった場合に、そこから人を探すというのは困難で、仮に、2対1や、3対1で対応できるお子さんならまだしも、それが1対1で加配が必要である場合、人手が確保できないまま無理に入園していただいたとして、他にお子さんもいらっしゃる中で、お子さんにケガをさせたりという可能性も考えると、不本意ではありますが、他の人手がある園をあたっていただけませんか、とお断わりさせていただかなくてはならない場合もあります。

ただ、保護者が、申し込みをされる際に、お子さまが障がいをお持ちの場合に、それを言わないでいる方もいらっしゃるようなのですが、言っていただく方が、園として対応できるので、言っていただいた方がよいかと思います。

会 長:公立の園でも、医療行為をしなければいけないという面などでは、なかなか受け入れがし難

いところもあるかもしれませんが、かなりの部分を受け入れているのではないかと思います。それだけ時代は進んだということです。その中で、子どもを受け入れようという志のある園にどれだけ市が補助できるかということが大事だと思います。

委員A: 公立は、給食が充実していたと思いますが、民間になっても、コストや食の安全など、公立を見習っていただきたいと思います。保護者の方もいろいろと不安も多いと思いますので、説明会を丁寧にしていただきたい。

委員F: 8年前に門真市で民営化を受けた経緯があるのですが、そこで、給食の件では、懇談の中で、味や食の安全などで要望がありました。いざ、民営化し、一番の評価は給食が美味しくなったということでした。あえて民間になったということで、心配されることもわかりますが、かえってよくなったということもあります。

委員A: そのあたりの説明を丁寧にしていただきたい。

委員F: そうですね。

ほかに、民間になると対応にスピード感があると評価をいただいていることもあります。

委員A: あまだのみや幼稚園が建つ前は、池の横にある森区民ホールで、そこで保育をしていたという歴史がありますので、地域の区民ホールも組み入れて、池をつぶさない形で、何かできないか、地域全体で子どもたちを見守るような形を考えていただけたらと思います。

委員B: 池の埋め立てについての着手は、29年度に水抜きの手配と予定となっていますが、

事務局: 埋め立てには、どれだけの土があるか、というような測量をする必要があります。

測量には、水を抜かなければできませんので、秋に田んぼの稲刈りが終わった時点で、水抜きをし、測量をする予定です。

29年度は測量、次の年度はその測量に沿った形で埋め立ての作業で進んでいく予定です。

会 長: 水利組合があるのですか。

事務局: 森新池も、今池も水利組合がありますので、今後、話を進めていく状況になります。

会 長: わかりました。

委員B: くらやま幼稚園も長寿命化できる可能性がある、ということですので、その可能性を使ってもらって、あるものを有効利用してもらえたらお金もそうかからないのではないかと思います。

会 長: 計画では、3園のうちの1園を民営化する話ですね。

事務局:今、1園ということで進んでいくのですが、あさひは星田北の動向により検討としているので、選択するのはあまだのみやとくらやまになるのですが、冒頭から説明させていただき、あまだのみやとくらやまの違いを比較させていただきましたところ、あまだのみやの民営化という話になります。

委員B:どのみち、今後補修関係のこともでてくると思うので、前もって意見をのべさせていただきます。

委員C:民営化に向けたスケジュールで、保護者説明会があるということですが、こういった形でいつごろ開かれるのですか。

事務局:パブリックコメントを実施予定なのですが、この素案を市民のみなさんに広く知っていただくと考えているのですが、そのタイミングの中で保護者のみなさんにも今の検討状況の説明をしたいと考えています。

時期は確定していませんが、夏ごろのパブリックコメントのタイミングで開催できたらと考えています。

委員C:それは、全部の公立幼稚園に通っている保護者と、これから入られる保護者の方を対象とするのですか。

事務局:基本的には、今在園中の保護者の方を対象と考えています。

会 長:3ページの運営コストのところ、市が一人の子どもに対して、どれだけ費用を使っているか、ということを表して、それが3倍になっていますね。

事務局:これは、公立の園が民間の園に比べて、一人に対して3倍のコストがかかっているということではありません。市が、支払っているお金だけを比較していますので、公立の場合は、市が直接運営しているので、一人に対してこれだけかかっている、という額になりますが、民間の場合は、民間園に市が支払っている額になります。なぜ3倍の差がでるのかと言うと、民間園の運営費は、国が2分の1、市と府は4分の1ずつの負担金を出しているのです、市の支出額としては安くなっています。公立幼稚園の場合は、国から補助金はもらっていないので、コストが大きくなります。

会 長:わかりました。

ほかに聞いておきたいことはありませんか。

協定は、5年ですが、5年経ったらどうなるのですか。

土地の無償貸与は10年となっていますが。

事務局:5年の意味ですが、他市の事例を参考にしている中で、今現在の在園児は、ある日突然運

営主体が変わり、その影響はあるかと思います。ですので、最大限今現在の在園児に影響がないよう1年間かけて今の保育の内容の引き継ぎをしていくという配慮が必要になってくる、そういう意味では、今、在園していないお子さんたちは、途中で民間園にかわる、ということは5年経つとないので、今在園しているお子さんや保護者の方に影響を与えないという配慮という点で5年です。

10年の意味ですが、永遠に土地を無償貸し付けするというのではなく、民間の法人が運営するわけですから、その運営についてはある程度独立した形でしていただくという視点に立ち、当初から一定期間を設けさせていただきたいと考えています。

何が大切かという、今の保育の水準がきちんと引き継がれていき、在園児にも影響が少なくするという点を協定で定めることだと思います。

委員F:民間園でも、保護者の意向を無視して「こうします」ということは、なかなか無理なことです。やはり保護者の大半の方が賛成していただくようなことでないと変えることはできないですし、5年経ったから「明日からこうします」と言っても、それは通らない話だと思います。5年以内でも、保護者の大半の賛成がもらえれば変えていくようなことは協定書にも書いたりします。

委員A:民間園には保護者会はあるのですか。

委員F:あるところとないところがあります。保護者会の役員の意見が主になってしまうと崩壊してしまうので、保護者会の役員が保護者全員の意見を求めた上で代表して意見を述べるのなのなのですが、役員の方は大変だと思います。それがうまく機能しているところは存続しています。

会 長:小さい子どもは、できるだけ、小さい地域の中で通園でいるところが便利だと思いますね。

委員C:保育料は、公立と民間で違いがあるのですか。

会 長:公立、私立で保育料に変わりありません。ただ、制服などで費用は違ってきます。

委員E:協定骨子(案)の第三者評価ですが、第三者評価を受けるのに、民営化する前に、公立の間に受けないのでしょうか。公立のレベルを維持できているかどうかというのであれば、民営化をする前に受けておかないと、物差しがないのではないのでしょうか。民営化した後に評価を受けるのであれば、「今やっている保育の評価」だけでしかないのですが、それでいいのでしょうか。公立の間に評価を受けないのでしょうか。

事務局:この中では、公立の間というのは想定はしていません。

公立の内容が引き継がれているかどうかというのは、第三者ではなく、市が関与して見ていくのと同時に三者懇談会を通じて、保護者目線でのご意見をいただいて話をしていく。

また、委員がおっしゃるように第三者評価については、そういう目線ではなく、きちんとした保

育がなされているかという評価であって、公立と比べて、という評価はおそらくしていただけないと考えています。

委員E:箕面市は公立の民営化する際に、民営化の前年度に第三者に評価を受け、公立の保育はこういうものだ、という評価を受けておられるので、本市ではしないのかどうなのかと思いました。

委員A:交野市も第三者評価を民間園だけでなく、公立園も必要だと思います。
公立の良さを引き継ぐ、という面でも第三者評価は必要だと思います。

会 長:公立の園も第三者評価を受けるということが必要だということですか。

委員A:はいそうです。

委員E:第三者評価を受ける機関にもよると思います。きちんと稼働して、評価しているところがいいと思います。きちんと研修を受けている機関がよいと思います。名前だけで実績評価があがってない機関がたくさんありますので。

事務局:第三者評価につきまして、公立の水準を把握する必要もありますし、民営化になって、評価比較もできないと思いますので、検討させていただきたいと思います。

会 長:ほかにありませんか。
では、今後のスケジュールについて、ご説明をお願いします。

事務局:今回は、7月に開かせていただき、今日ご意見をいただいたところ等を修正させていただき、民営化の案件をもう一度ご審議いただき、その後、保護者説明会とパブリックコメントを実施し、そこでいただいたご意見を取り入れて、この審議会でお諮りしたいと考えております。
次回、7月については、子育て支援事業計画についても、29年度が中間年となっているところから、見直しがございますので、議案としましては、公立幼稚園の民営化の基本方針と子ども子育て支援事業計画案をお示しして、ご審議いただきたいと考えております。

会 長:では、今日の案件の確認はございますか。

事務局:今日、ご意見をいただきましたが、委員のみなさまから、まだ、ご意見等がございましたら、一定日にちを決めて、ご意見をいただきたいと思います。

会 長:次回の7月の会議の時でもいいのですか。

事務局:できれば、7月の会議の際にはご意見を方針の素案に反映させたいと考えていますので、早い方がいいです。

会 長:みなさま、ご意見があれば出してください。

個人的な質問なのですが、病児保育の利用状況を教えていただけますか。

事務局:1日の利用定員が4人となっており、利用人数と年間の実施日数で単純に利用率を見ますと、概ね3割程度の利用状況です。

実際には、感染症の内容によっては、一部になりますが、お断わりする場合があります。

利用状況を見ていますと、定員がいっぱいなので、お断わりする、というようなことはあまりありません。

会 長:ありがとうございます。

事務局:次回子ども・子育て会議の開催については、7月の上旬を予定しておりますので、日程につきましては、改めて調整させていただきますので、よろしく願いいたします。

事務局:先ほど、ご意見をいただけたら、と申し上げましたが、6月10日ごろを目途にご意見がございましたらちょうだいしたいと思います。

会 長:6月10日までにみなさま、ご意見がありましたら健やか部に出してください。

では、次回は7月とのことですので、事務局、調整よろしく願いします。

本日は、みなさま、お忙しい中ありがとうございました。

これにて、今日の会議は閉会とさせていただきます。

